

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 条例
 - 福島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
 - 福島県議会委員会条例の一部を改正する条例
 - 子育てしやすい福島県づくり条例の一部を改正する条例
 - 福島県子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例

条例

福島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例、福島県議会委員会条例の一部を改正する条例、子育てしやすい福島県づくり条例の一部を改正する条例及び福島県子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

福島県条例第五十五号

福島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

福島県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年福島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第三条第一項中「三十五万円」とあるのは、「三十万円」とする。

別記様式中「三」を削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（議会事務局総務課）

福島県条例第五十六号

福島県議会委員会条例の一部を改正する条例

福島県議会委員会条例（昭和三十四年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（開会の特例）

第十条の二 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生その他のやむを得ない事由により、委員が委員会を開会する場所に参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開会することができる。

- 前項の場合において、オンラインにより委員会に参加しようとする委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- オンラインにより委員会に参加した委員（前項の許可を得た委員に限る。）については、当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- オンラインを活用した委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（議事課）

福島県条例第五十七号

子育てしやすい福島県づくり条例の一部を改正する条例

子育てしやすい福島県づくり条例（平成二十二年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除きます。）」を削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（政務調査課）

福島県条例第五十八号

福島県子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例

福島県子どもを虐待から守る条例（令和二年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「婦人相談所、」を「女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項に規定するものをいう。）、」に、「婦人相談所の」を「女性相談支援センターの」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（政務調査課）